

船岡山公園で

# あんなことええなあ！ できたらええなあ！

(公民連携 船岡山公園利活用トライアル事業募集要項)



## 1 事業趣旨

本格的な人口減少、環境保全、災害対応、新型コロナウイルス感染症等、本市を取り巻く様々な課題の克服に向けて、本市は都市の魅力、活力、憩いを生み出す貴重な空間である公園を最大限活用し、その魅力や利便性を高めたいと考えています。一方で、本市の危機的な財政状況や限られたマンパワーの中で、多様化する来園者のニーズに応えつつ、公園ごとの特性を生かした利活用を推進していくためには、公民連携による新たな視点や挑戦が欠かせないと考えています。

そこで、柔軟な発想で公園の試行的利用を行う民間企業等を募集し、提案内容を公募型プロポーザル方式により総合的に評価し、利用候補者を選定します。

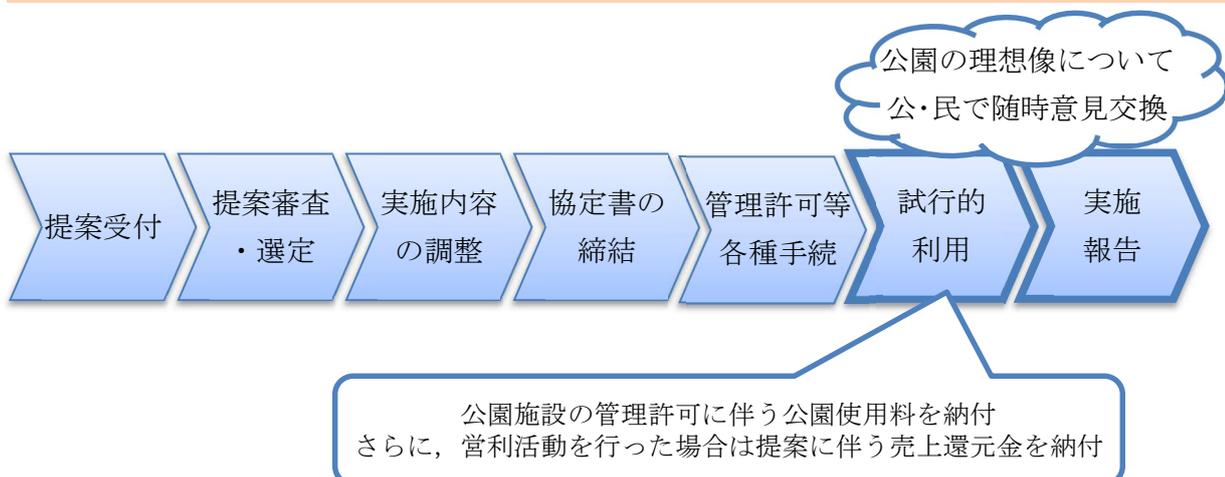
なお、今回の対象公園である船岡山公園には、現在は使われていない旧公園管理事務所棟があります。今後の有効活用策を探るため、試行的利用期間中、公園の管理業務と魅力向上策を展開する拠点として柔軟に活用することを必須条件とします。

本市は本事業を通じて、地域住民や民間企業その他の多様な主体とともに、公園利用者及び周辺地域の利便性と安全性を高めつつ、産学公民連携により長期にわたって持続可能な公園運営を行う方法を模索していきます。

## 2 実施のメリット

来園者	<ul style="list-style-type: none"><li>公園の魅力や利便性、安全性が向上する。</li><li>地域が活性化する。</li></ul>
民間企業等	<ul style="list-style-type: none"><li>通常は認められない利活用ができる。</li><li>公園利活用のアイデアをテストできる。</li><li>市民や行政の反応を確認できる。</li><li>活動拠点を獲得できる。</li></ul>
本市	<ul style="list-style-type: none"><li>民間のアイデアや資金を活用しながら公園の魅力向上策を検討できる。</li><li>公園に対する市民や民間企業等のニーズを把握できる。</li><li>資産を有効活用できる。</li><li>公園使用料等の収入が期待できる。</li></ul>

## 3 事業の流れ



## 4 スケジュール

日程	内容
令和3年 9月22日(水)	公募開始
令和3年 9月27日(月)	現地見学会参加申込 締切
令和3年 9月29日(水)	現地見学会(旧公園管理事務所棟及び車庫棟)
令和3年10月 1日(金)	質問受付 締切
令和3年10月 8日(金)頃	質問回答
令和3年10月22日(金)	参加申込み及び提出書類 締切
～令和3年11月上旬	審査・選定
～令和3年11月下旬	実施内容調整, 協定書締結, 管理許可等手続 民間企業等における試行的利用の準備
令和3年12月上旬 ～令和5年3月下旬 (最大約16箇月)	試行的利用
～令和5年3月末	「持続可能な公園利活用に向けた事業報告及び提案書」の提出

## 5 公募条件

### (1) 位置付け

本市と民間企業等の共催による社会実験として実施します。

※ 本市と民間企業等の役割分担は、協定書(別紙3)を参照してください。

### (2) 対象公園及び対象区域

船岡山公園(京都市北区紫野北舟岡町42他)全域(参考資料1参照。対象外エリア除く。)

※ 旧公園管理事務所棟については必ず活用してください。

### (3) 試行的利用の期間

令和3年12月上旬から令和5年3月下旬までの間で、応募者が提案する期間

※ 試行的利用は最低でも12箇月は実施してください。

※ 関係者が合意した場合、1年単位で期間を更新する場合があります。

### (4) 行政手続

試行的利用に当たり、管理許可申請(都市公園法第5条)、行為許可申請(京都市都市公園条例第3条)、行為許可に係る使用料減免申請(京都市都市公園条例施行規則第12条)、現状変更許可申請(文化財保護法第125条)その他の必要な行政手続を試行的利用者の責任において行ってください。

## (5) 公園使用料等

### ア 管理許可に伴う公園使用料

最低限度額以上の使用料を月額で提案してください。

管理許可の対象公園施設（床面積）		最低限度額
旧公園管理事務所棟	全体（245.38㎡）	221,200円/月
	1階（141.31㎡）	127,400円/月
	地階（104.07㎡）	93,800円/月
車庫棟（49.00㎡）		22,000円/月
屋外土地		376円/月/㎡

※ 管理許可対象範囲は応募者の提案によります。上記のうち、試行的利用に必要な棟又は屋外土地を提案してください。

※ 旧公園管理事務所棟については、1階又は地階いずれかの階のみの使用も認めます。

※ 屋外土地については、㎡単位で使用を認めます。

※ 京都市都市公園条例施行規則第11条に基づき、四半期ごとに指定の期限までに、使用料を納入してください。

なお、使用料及び延滞金等の納付を怠った際は、許可を取り消す場合があります。

### イ 行為許可に伴う公園使用料

免除

### ウ 行為許可に伴う営利活動に係る売上還元金

提案額

※ 営利活動とは、物品・飲食物の販売や、サービスの提供等、専ら営利を目的として行う活動をいいます。行為が営利活動に該当するか否かについては、提案書に基づき本市が判断します。その判断についての異議申立ては受け付けません。

※ 基本的には営利活動に係る税込売上高に対する歩合の率（％）の提案を求めますが、売上額の大小に応じて段階的に売上還元金の率を変えること、あるいは、営利行為の種別を定義し、種別ごとに売上還元金の率を設定することを提案しても構いません。

## (6) 「持続可能な公園利活用に向けた事業報告及び提案書」の作成

試行的利用期間中、公園の利用のされ方や地形、周辺地域の特性や周辺地域と公園との関係性等、公園を取り巻く現状の把握に努め、本市や来園者と対話を行いながら、公園の理想像とその実現に向けた必要な取組を検討し、令和5年3月末までに「持続可能な公園利活用に向けた事業報告及び提案書」としてまとめて本市に提出してください。

なお、「持続可能な公園利活用に向けた事業報告及び提案書」の様式についてはあらかじめ規定しません。

## 6 提案を求める事項

### (1) 提案事項 1：試行的利用

次の全てに該当するものとします。

- ア 募集要項に記載の対象公園及び対象区域に関すること。
- イ 旧公園管理事務所棟の全部又は一部の管理を内容に含むこと。
- ウ 確実に実施できること。
- エ 来園者等の安全に配慮するとともに、利便性、サービスが向上する内容であること。
- オ 来園者の多いエリアの占有など他の来園者の公園使用を著しく妨げないこと。
- カ 試行的利用に当たって、市の財政負担を求めるものではないこと。
- キ 船岡山の史跡としての価値を損なわない又は今以上に高めるものであること。
- ク 以下を参考に、公益に資する取組を具体的に提案し、実施すること。

(ア) 最低限の公益に資する取組として、本市が試行的利用者に期待する公園管理業務

- ・ 利用区域及びその周辺の清掃
- ・ 公園の巡視及び巡視中に目についたゴミの処分
- ・ 公園の利用に関する問合せへの対応
- ・ 落とし物又は迷子等に関する問合せへの対応
- ・ 公園のイベント利用※に関する問合せの本市への取次ぎ

※ 行為許可（イベント利用）の実績：例年10件程度

- ・ 上記を実現するために、年末年始等を除き週5日程度、公園内に駐在すること。

(イ) 更なる公益に資する取組として、本市が試行的利用者に期待する取組

公園の魅力や維持管理の質の向上、公園を取り巻く課題（参考資料1参照）の解決に資する取組について提案してください。

例：休憩スペースの設置

トイレ個室ブースへのペーパーホルダーの設置及びトイレトペーパーの補充  
公園のイベント利用に関する受付及び利用ルール等の指南・指導

### (2) 提案事項 2：「持続可能な公園利活用に向けた事業報告及び提案書」

「5 公募条件」(6)を踏まえたうえで、「持続可能な公園利活用に向けた事業報告及び提案書」の作成スケジュール、概要及び成果物の形式について、企画提案書に記載してください。

なお、試行的利用者となった場合は、詳細について本市と協議のうえ、「持続可能な公園利活用に向けた事業報告及び提案書」の作成スケジュール、概要及び成果物の形式を決定します。これに基づき、試行的利用期間後、令和5年3月末までに「持続可能な公園利活用に向けた事業報告及び提案書」を提出いただきます。

### (3) 提案の対象外となるもの

- ア 政治的又は宗教的活動
- イ 青少年等に有害な影響を与える物販，サービス提供等
- ウ 騒音や悪臭など，周辺環境を損なうことが予想される行為
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- オ 公序良俗に反し又は反社会的な破壊のおそれがある活動
- カ その他，市が実施する内容として不適切と判断する行為

## 7 応募資格

### (1) 提案内容を実行する意思と能力（資格）を有する民間企業，NPO法人等の法人

※ 法人単独，複数法人（応募法人を主とした共同事業体），組織体（応募法人を主とした実行委員会等）のいずれも可能です。個人は対象外とします。

※ 組織体による提案の場合，町内会等の地元団体の参画も可能とします。

### (2) 下記の全ての要件を満たすこと

- ア 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- イ 次に掲げるものを滞納していないこと。ただし，新型コロナウイルスの影響により支払猶予等を受けている場合はこの限りでない。
  - (ア) 所得税又は法人税
  - (イ) 消費税
  - (ウ) 本市の市民税及び固定資産税
  - (エ) 本市の水道料金及び下水道使用料
- ウ 前号に定めるもののほか，法令の規定により，営業について免許，許可又は登録等を要する場合にあっては，当該免許，許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。
- エ 破産手続開始の決定を受けた場合は，復権していること。
- オ 京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止処分及びそれに類する処分を受けた場合は当該停止期間中でないこと。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者ではないこと。
- キ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

## 8 提案方法

### (1) 提出方法

提出期限までに、下記「(3) 提出書類」をPDFファイル形式で電子メールにより「15 問合せ及び提出先」に提出してください。

※ 全ての書類を1つのPDFファイルに集約してください。

### (2) 提出期限

令和3年10月22日（金）午後5時 必着

### (3) 提出書類

ア 参加申請書兼誓約書（様式1）

イ 企画提案書（様式2）

※ 利用希望区域図，過去類似・関連実績の分かる資料，準備・運営スケジュール，実施体制図の4点を添付してください。

ウ 決算書類

直近2年間の法令等に基づき作成された決算書類

※ 複数法人及び組織体の場合は、主体となる法人について提出してください。

エ 「持続可能な公園利活用に向けた事業報告及び提案書案」の作成スケジュール、概要及び成果物の形式（様式不問）

※ 「6 提案を求める事項」(2)及び別紙2「評価表」に基づき、各項目に沿った提案書としてください。

## 9 現地見学会

現地見学会への参加は必須ではありませんが、できる限り参加をお願いします。

### (1) 参加申込

現地見学会に参加する場合は、必ず事前に現地見学会参加申込書（様式4，提出期限は令和3年9月27日（月）午後5時）を電子メールで「15 問合せ及び提出先」に提出してください。

なお、密を防ぐため3名以内の参加としてください。

### (2) 期間

令和3年9月29日（水）午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで

### (3) 内容

期間中、旧公園管理事務所棟及び車庫棟を開放します。本市職員の受付を経たうえで、自由に見学ください。

なお、原則として現地での質問回答は行いませんので、質問がある場合は質問票により質問を行ってください。

## 10 質問回答

### (1) 質問方法

質問がある場合は、質問票（様式3）に記入のうえ、電子メールで「15 問合せ及び提出先」に提出してください。質問票の受理後に、受理確認の電子メールを返信します。

※ 月曜日から金曜日（祝日除く。）の午前9時から午後5時まで以外は、受理確認はできません。

### (2) 質問提出期限

令和3年10月1日（金）午後5時 必着

### (3) 回答方法

令和3年10月8日（金）頃に本市のウェブサイトには回答を掲載する予定です。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000289483.html>

※ 電子メールや電話等による個別回答は行いません。

## 11 利用候補者選定

### (1) 選定方法

応募者の提案について、別紙2「評価表」（100点満点）に基づき、本市による書類審査を行い、合計得点の高いものから利用候補者及び次点者として選定します。利用候補者に選定された者が応募資格を満たしていないことが判明した場合、本市との詳細協議の結果、合意に至らなかった場合又は自ら辞退した場合等については、次点者を利用候補者として選定し、条件の詳細協議を行います。

※ 内容に確認すべき事項がある場合、個別ヒアリングを行うことがあります。

※ 合計点が60点を下回る場合は、利用候補者として選定しません。

※ 応募者が1者のみであっても、審査・選定をします。

### (2) 結果通知

審査結果については、応募者全員に電子メールにより通知するとともに、試行的利用までに、利用候補者の利用内容及び民間企業等の名称を本市のウェブサイト上で公表します。

なお、提出書類の返還は行わず、審査結果についての異議申立ては受け付けません。

## 12 選定後の流れ

### (1) 協定書の締結

選定された利用候補者は、提出書類に基づき、利用内容の詳細について本市と協議し、合意に達した場合に協定書（別紙3）を締結し、試行的利用者として決定します。

### (2) 失格要件

次の場合には、利用候補者としての決定を取り消します。

ア 正当な理由なく、指定する期日までに協定書の締結手続きに応じない場合

イ 利用候補者が、資金状況の変化等により事業の実施ができない状態と本市が判断した場合

ウ 利用候補者が、選定結果の通知の日から協定締結日までの間に、「7 応募資格(2)」を満たさなくなった場合

エ 著しく社会的信用を損なう行為等を行った場合

オ その他やむを得ない事情で合意に至らなかった場合

## 13 試行的利用の実施に関する条件

### (1) 試行的利用の内容変更について

試行的利用については、提案の内容を基に本市と協議のうえで、実施していただきます。ただし、本市と協議のうえ、募集要項の範囲内と判断できる場合は変更を認める場合があります。

### (2) 責任・リスク分担について

ア 主なリスクについては、別紙1の負担区分を基本として対応するものとします。

イ 管理許可を受けた公園施設について、試行的利用者は、試行的利用期間中、施設賠償責任保険及び災害保険に加入してください。その他、試行的利用に当たっては、イベント保険等に加入したうえで、自然災害、人為災害又は事故等あらゆる不測の事態に対して適切な措置を講じてください。

ウ 許可を受けた公園施設は原則として現況有姿での引渡しとなります。ただし、参考資料の図面等と現況が相違している場合、現況を優先します。

エ 許可を受けた公園施設の残置物は、現況有姿にて引き渡します。残置物は有効活用することも可能ですが、耐用年数の超過等によって使用できなくなった場合でも本市の費用負担による更新はありません。また、残置物が不要である場合は、処分することもできますが、処分に必要な費用を本市に請求することはできません。

オ 提案に当たっては、事前に試行的利用者の責任において都市公園法、京都市都市公園条例、文化財保護法、京都市風致地区条例はもとより、試行的利用に必要なその他の関係法令等を確認してください。また、試行的利用の実施においても、同関係法令等を遵守し、そのために必要な手続、工事その他の必要な措置は全て試行的利用者の負担において実施してください。

<旧公園管理事務所棟の一部を飲食店とする場合に必要な措置の一例>

- ・ 食品衛生法に基づく営業許可を取得する必要があること。
- ・ 現在の旧公園管理事務所棟の用途は事務所であるため、飲食店への変更に伴う建築基準法への適合（法適合に必要な工事その他の措置を含む。）が必要となること。
- ・ 消防法への適合（法適合に必要な工事その他の措置を含む。）が必要となること。

カ 管理許可を受けた公園施設においては、日常の維持管理として必要な点検及び清掃は、試行的利用者の負担において実施してください。

### (3) 事業責任者の配置について

試行的利用期間中は本市の承諾を得たうえで事業責任者を配置してください。事業責任者は本市との連絡体制を確保し、要望対応、安全管理等の現場管理を随時行ってください。

### (4) インフラについて

インフラについては、本市と協議のうえ認められる場合は、各公園に備え付けられている範囲内（参考資料1）で使用できます。その場合、使用料は本市が負担します。ただし、新たに設備を設ける必要がある場合は、原則として試行的利用者の負担とします。

**(5) 駐輪場及び不法駐輪・駐車について**

試行的利用により来園者等の自転車による来園の増加が想定される場合は、管理許可若しくは行為許可を受けたうえで、公園内に臨時駐輪スペースを計画し、試行的利用期間中、現地においてライン等により明示してください。また、臨時駐輪スペースの設置の有無に関わらず、公園内外において不法駐輪が発生した場合は、速やかに適切な案内を行ってください。

また、試行的利用により周辺道路等で不法駐車が発生した場合は、速やかに周辺駐車場への案内を行うとともに、駐車禁止区域においては、その趣旨を踏まえ必要な対応を行ってください。

**(6) 試行的利用の中止等について**

本要項に反するなど、事業趣旨から逸脱し、本市から警告等が発せられても改善が見られない場合は、試行的利用を中止する場合があります。その他、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、試行的利用を中止又は内容を変更する場合があります。

なお、これらにより生じる費用について、本市は負担しません。

**(7) モニタリング及びアンケートについて**

本市と協議のうえ、「5 公募条件」(6)「持続可能な公園利活用に向けた事業報告及び提案書」の作成に向けたモニタリングや来園者アンケート等を企画し、実施してください。また、本市が試行的利用者向けアンケートを行った場合についても回答をしてください。

**(8) 費用負担について**

本事業に伴い必要な費用は、全て試行的利用者が負担してください。試行的利用期間中の営業やイベント企画等による収益は、使用料及び売上還元金を除き、試行的利用者が得ることができます。

**(9) 新型コロナウイルス感染症拡大防止措置について**

試行的利用期間中、本市と協議のうえ、スタッフの検温、体調確認、マスク着用、アルコールの設置、非接触型決済の導入、待機列間隔の明示等、業種別ガイドライン等の各種指針に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置を講じてください。

**(10) 資材の残置について**

資材を試行的利用時間外に現地に残置する場合は、夜間の防火及び防犯のため、バリケードフェンス等による区画及び不燃材料による保護等の措置を実施してください。

**(11) 現状変更について**

本市と協議のうえ、管理許可を受けた部分の現状変更を行うことができます。ただし、以下については禁止します。

ア 構造耐力、防火構造その他の建築物の安全性に関する部分を改変すること。

イ 建築物その他の工作物を新たに設置すること。

ウ 建築基準法に基づく建築確認申請手続が必要な行為を行うこと。

<建築基準法に基づく建築確認申請手続が必要な行為の一例>

- ・ 旧公園管理事務所棟の1階及び地階を全体的に飲食店（バックヤード含む。）として活用すること。
- ・ 旧公園管理事務所棟に庇を設置すること。

## (12) 原状回復について

試行的利用期間後に、原則として試行的利用期間前の状態に戻してください。試行的利用期間前の状況を写真等で保管したうえで、試行的利用期間後に本市担当と現場立会いを行ってください。破損等がある場合も、復旧を求めることがあります。ただし、試行的利用期間前以降の変更内容の程度を考慮し、本市が認めた場合は、当該部分についての原状回復を不要とすることがあります。

＜原状回復が不要な場合の一例＞

- ・ 旧公園管理事務所棟1階の木製カウンター等の什器の撤去
- ・ 法令上支障のない範囲での内装仕上材の変更

また、試行的利用期間後であっても、試行的利用に起因して公園緑地に損傷が生じた場合、試行的利用者は自己の費用で原状回復を行っていただきます。

## (13) 本市との対話について

当該公園の魅力向上の具体策を検討するため、試行的利用期間中だけでなく、試行的利用期間後においても、本市との対話を行ってください。

## (14) 公園の工事等との調整について

本市は、公園の維持管理や眺望景観の再生等のため、必要な樹木伐採・剪定等の工事を行う場合があります。この場合、本市と協議のうえ、工事実施のための調整に協力してください。

## (15) ゴミ処理について

本市の一般廃棄物収集運搬業許可業者と個別契約し、本市の分別等のルールに従って、各自で処理してください。

## (16) 必要費等の補償について

試行的利用者は、管理許可を受けた部分その他の公園施設に対し、必要費又は有益費を支出した場合であっても、その補償を本市に請求することはできません。

## 14 その他

### (1) 提出書類の著作権

提出書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、本市は、本事業の実施内容の公表等必要な場合、提出書類の内容を無償で使用することができるものとします。

### (2) インセンティブ

今後、本市が行うあらゆる公募において、本事業に参加した者あるいは試行的利用者となった者へのインセンティブの付与は行いません。

## 15 問合せ及び提出先

京都市建設局みどり政策推進室 担当：川勝，藤本

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL：075-222-4113 FAX：075-212-8704

メール：[ryokusei@city.kyoto.lg.jp](mailto:ryokusei@city.kyoto.lg.jp)



公・民が力を合わせればきっとできる